

社会福祉法人秩父市社会福祉事業団 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成10年10月1日

規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人秩父市社会福祉事業団（以下「事業団という。」定款第8条及び第21条に定める、事業団役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常務理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、事業団定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、事業団の職員、秩父市の常勤の特別職及び一般職である役員等に対しては報酬を支給しない。

- (1) 常務理事 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額)

第4条 常務理事に対する報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の総額及び日額は、別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の総額及び日額は別表第3に定める額とする。

(支給方法)

第5条 常務理事の報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日の場合は、職員給与規程第6条第2項の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会、監事監査等の法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 役員等が事業団業務のため出張したときは、別表第4により旅費を費用弁償として支給する。

2 前項に規定するもののほか、旅費の支給については、社会福祉法人秩父市社会福祉事業団職員等旅費規程（平成10年規程第7号）を準用する。

3 役員等が職務の遂行にあたり、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係 常務理事の報酬）

区分	支給区分	報酬額	年度総額
常務理事	月額	200,000円	2,400,000円

別表第2（第4条関係 非常勤役員の報酬）

区分	支給区分	報酬額 (一人あたり)	年度総額 (一人あたり)
理事	日額	6,400円	60,000円
監事	日額	6,400円	150,000円

別表第3（第4条関係 評議員の報酬）

区分	支給区分	報酬額 (一人あたり)	年度総額 (一人あたり)
評議員	日額	6,400円	60,000円

別表第4（第6条関係）

旅 費				
鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	宿泊料 (1夜当り)
職員等旅費規程の計算の例による				14,800円